

あなたの家の

石塀・ブロック塀は安全ですか？

～撤去費用等の一部を補助します～

全撤去

一部撤去

改修

石塀等の倒壊は、人命を危険にさらすだけでなく、震災後の避難や救助・消火活動等の障害となります。建築士等の専門知識を有する方に相談して【安全点検】を行い、必要に応じ、当該補助制度を活用し、撤去などの【安全対策】をお願いします。

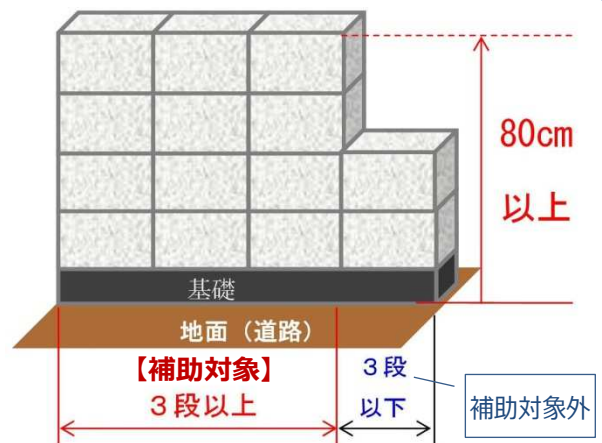
地震発生時における石塀等の倒壊等による災害を防止し、市民の安全を確保するため、石塀等の撤去等費用の一部を予算の範囲内で補助します。



補助対象塀

道路沿いにあり、地震発生時に
倒壊の危険のある

3段積み以上の石塀・ブロック塀等で、
高さ80cmを超えるもの。



【留意事項】 申請前に撤去工事に着手していないこと。

既に石塀等が撤去されている場合、撤去等の工事中である場合、
倒れてしまっている場合は、補助対象外となります。

補助対象者

- ・事業を実施する石塀等の所有者 又は 2親等以内の親族で当該撤去工事の契約者となる方
- ・今回初めて補助金を受ける方
- ・市税等の滞納のない方

補助額

A：撤去等工事費用の業者見積り額（処分費は含むが、新設費用は含まない額）

B：補助対象の石塀等の長さ×1万円

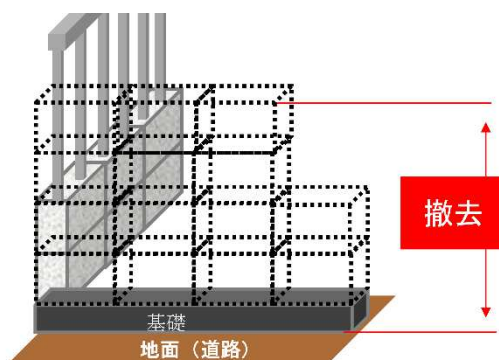
上記AとBの小額な方の二分の一以内（千円未満切捨て）で、**最高10万円**（限度額）

補助対象工事

1. 全撤去

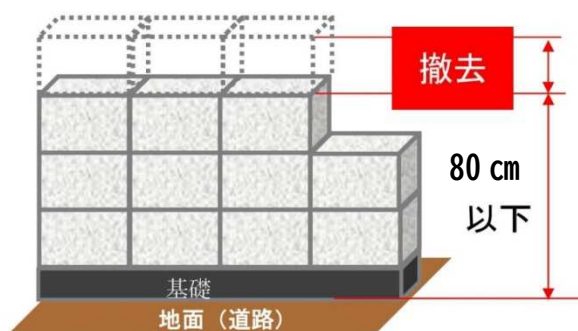
道路沿いの塀を**撤去**する工事

※撤去後の塀は、生垣やフェンス等の安全な塀にすること。



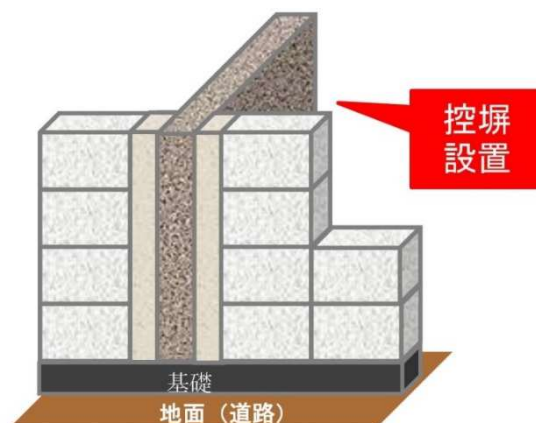
2. 一部撤去

道路沿いの塀を
高さを80cm以下となる
よう高さを低くする工事



3. 改修

道路沿いの塀を
建築基準法施行令の
基準を満たすよう改修
(控塀、基礎、塀高等) する工事



主な 法令 基準

	地盤面からの高さ	控え塀の間隔	塀の厚さ
石塀	1.2m以下	4.0m以内	塀の高さの1/10 以上
ブロック塀	2.2m以下	3.4m以内 (塀の高さ1.2m超の場合)	15 cm以上 (塀の高さ2m以下:10cm)

※上記は主な基準であり、詳細は「建築基準法施行令」を確認願います。

【留意事項】

道幅が4m以下の道路沿いで、新たに塀を設置する場合や改修する場合は、後退(道路中心から2mセットバック)が必要となる場合があります。

🌱 生垣づくり 🌱 補助事業も実施しております！

一定条件を満たす生垣づくりに対し、60,000円を限度額とし、1メートル当たり3,000円を補助。

(生垣づくり補助について詳しくは・・・都市計画課 公園保全係：0285-83-8724 まで)



真岡市役所 建設部 建設課 建築住宅係 ☎ 0285-83-8694

FAX: 0285-83-6240

E-MAIL: kensetsu@city.moka.lg.jp

R7. 4. 1